

議第10号議案

デジタル改革関連法の慎重な運用を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年9月17日提出

提出者	新座市議会議員	嶋田 好枝
賛成者	//	笠原 進
	//	高邑 朋矢
	//	小野 大輔
	//	小野由美子
	//	辻 美樹
	//	石島 陽子

提 案 理 由

デジタル改革関連法の慎重な運用を求めるため、この案を提出する。



## デジタル改革関連法の慎重な運用を求める意見書

今年5月12日、参議院で可決・成立したデジタル改革関連法が9月1日より施行され、強力な権限をもつデジタル庁が発足しました。

しかし、デジタル改革関連法には、膨大な数の現行法改定が含まれており、2月9日の閣議決定から3か月余りの短期間で十分な審議が尽くされたとは言いがたいのが実態です。なかでもプライバシーの権利は「個人を尊重し幸福追求権を保障するうえで必要不可欠なものとして憲法第13条により保障されており、個人情報公権力により不当に侵害されないようにすることは憲法上の要請」（日本弁護士連合会会長声明）です。

ところが、同関連法では、行政機関などが持つ個人データを、特定の個人を容易に識別できないように加工さえすれば本人の同意なしに企業など第三者に提供できる仕組みを導入するとともに、行政、民間、独立行政法人で別建ての法律だった個人情報保護法制を公布から1年以内に一元化し、保護の対象となる公的部門の個人情報の範囲を狭めるものとなっています。また、同関連法が国と自治体の情報システムの「共同化・集約」を掲げ、国基準に合ったシステムの利用を自治体に義務づけていることも重大です。これでは国のシステムに合わない自治体独自の施策が制限されかねず、地方自治の本旨に反すると言わなければなりません。

同関連法はまた、個人情報の大規模に集める手段としてマイナンバー制度の利用拡大を位置づけ、マイナンバーカードのカギ機能を使って、政府が管理・運営しているウェブサイト「マイナポータル」で行政手続きの利用を促し、これを入口にして情報連携をすすめる、データのさらなる集積を図ろうとしていることです。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の3分野に限定して導入され、個人情報は分散管理されていますが、「マイナポータル」による情報連携によって、個人のありとあらゆる個人情報が集積され、それらの集積されたデータは利活用へと回されることになります。

さらに、同関連法の施行とともに発足するデジタル庁は行政のデジタル化に関して他省庁に勧告する権限を与えられていますが、事務方トップのデジタル監には民間出身者が就き、職員約600人のうち約200人が民間人材で、企業に在籍したままの兼業も認められています。これでは、企業に籍を置いたまま、給与補てんを受けて働くことになり、特定企業の利益を優先する政策の推進や特定企業に都合のよいルール作り・予算執行など、官民癒着がさらに広がる恐れがあります。

よって国におかれましては、同関連法の施行にあたって、個人のプライバシー権や個人情報の保護、地方自治の本旨を損なうことのないよう慎重な運用に努めるよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様  
デジタル大臣 様